

# サプライチェーン再構築時の 間接税上の留意点

大平 洋一  
EY税理士法人 インダイレクトタックス部  
パートナー

2020年12月11日



## スピーカー紹介

---



大平 洋一  
EY税理士法人  
インダイレクトタックス部  
パートナー  
[yoichi.ohira@jp.ey.com](mailto:yoichi.ohira@jp.ey.com)  
+81 090 5990 9629

# アジェンダ

---

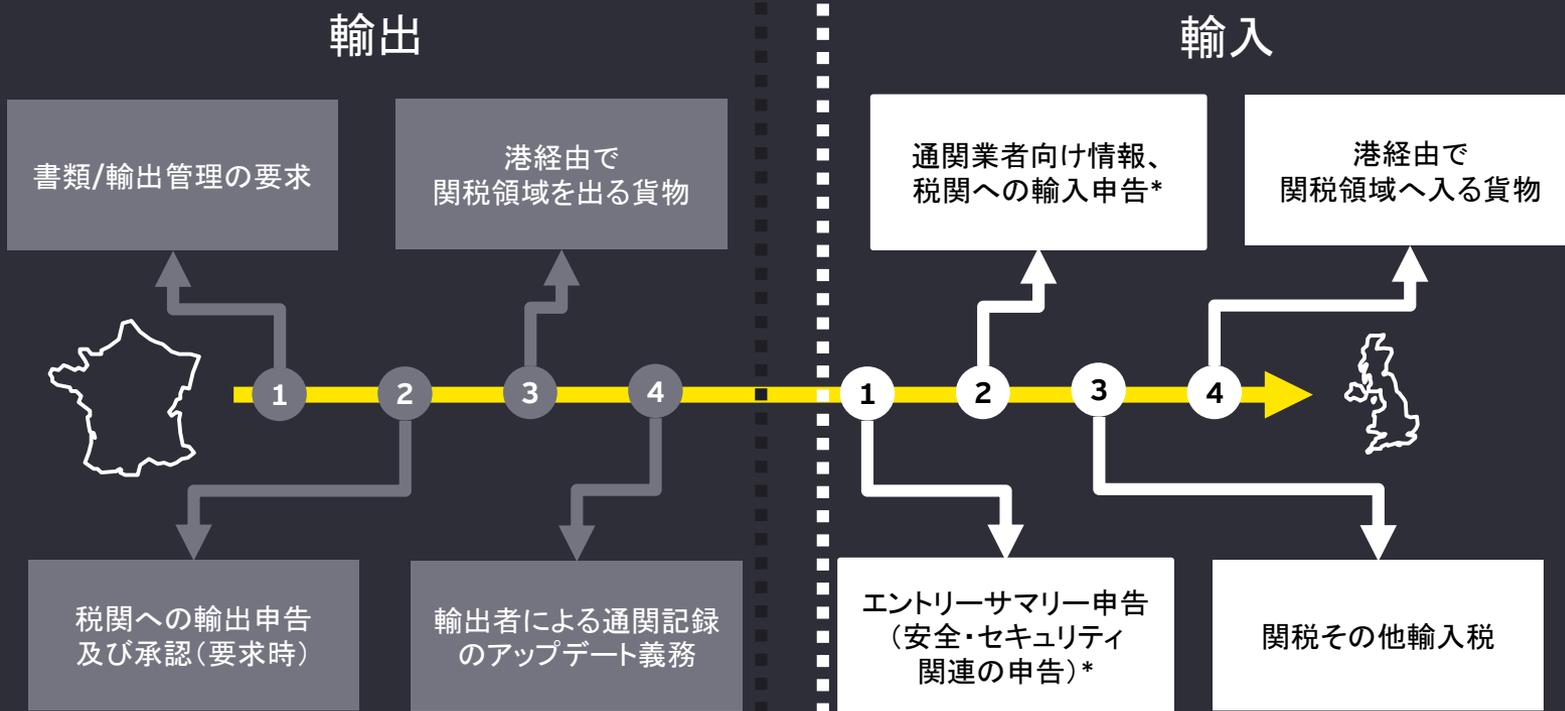
- ▶ BREXITの動向と今後のスケジュール
- ▶ BREXIT移行期間後の変更点
  - ▶ 輸入管理
  - ▶ 関税・輸入VAT
  - ▶ 北アイルランド
  - ▶ FTA
  
- ▶ 課題：取引の継続性の確保
- ▶ 課題：コスト増加の軽減
  - ▶ 関税評価
  - ▶ IPR・OPR
  - ▶ FTA
  
- ▶ 今後の貿易管理体制の在り方

# BREXITの動向と今後のスケジュール



注: 2020年12月9日時点

# 英国EU 国境の設定に伴い発生する手続



\*UKルールへの移行が段階的に行われるため、EUからの英国輸入には当初は一部の手続は要求されない

# 移行期間終了後の、英国・EU間の物品輸出入に関する4つの変更点

## 1 英国・EU側の輸入管理

- ▶ FTAの合意がされない場合、英国・UKの物品はそれぞれ通常税率の対象となる
- ▶ EUから英国への輸入：2021年1月1日、2021年4月1日、2021年7月1日と段階的に英国ルールへ移行
- ▶ 英国からEUへの輸入：2021年1月1日以降はその他の国からの輸入と同じ扱い

## 2 関税・輸入VATの適用

- ▶ 英国・EU間の貨物は関税・輸入VATの対象
- ▶ 英国輸入時は英国グローバルタリフ(UKGT)、EU輸入時はEU対外共通関税率が適用される

## 3 北アイルランド議定書

- ▶ 北アイルランド 英国間、および北アイルランド アイルランド共和国間の物品貿易は、英国のEU離脱協定の一部として合意された「北アイルランド議定書」の規定に基づく
- ▶ 貨物の移動など特定の分野についていまだ不透明な部分が残っているほか、北アイルランド企業にとっては新たな管理要件が発生することになる

## 4 適用対象のFTA

- ▶ 英国・EU間のFTAは交渉中。2021年1月1日時点で未施行の場合は、協定の施行まで英国・UK輸入時ともWTOルールに基づく手続き・関税支払が必要
- ▶ 2021年1月1日以降、EUが締結したFTAは英国輸入時に適用されない。英国が各国と締結したFTAが適用される



# ① 英国・EU側の輸入管理

## 段階的な英国ルールへの移行(グレートブリテン島 輸入時の要求事項)

- ▶ 2021年1月1日、2021年4月1日、2021年7月1日の三段階で移行が実施される

	21年1月	21年2月	21年3月	21年4月	21年5月	21年6月	21年7月	21年8月
基本的な 税関要求事項 (通関・輸入VATの 記録保管)	一般貨物 (例: 非SPS(動植物検疫)対象品、非規制品)							
	SPS(動植物検疫)対象品							
	規制品 (例: タバコ、有害化学物質)							
税関への 輸入申告	関税は1月1日から納税対象だが、申告書の提出まで納税は繰り延べ可能						一般貨物	
	関税は1月1日から納税対象だが、申告書の提出まで納税は繰り延べ可能						全SPS(動植物検疫)対象品	
	規制品							
事前通知、 安全・セキュリ ティ関連の申告				動物製品(例: 食肉/牛乳)、規制植物製品			一般貨物	
				生きている動物、ハイリスク植物など			全SPS(動植物検疫)対象品	
	規制品							
SPS(動植物検疫)、 衛生関連書類の 確認				動物製品(例: 食肉/牛乳)、規制植物製品			全SPS(動植物検疫)対象品	
				生きている動物、ハイリスク植物など			GB国境におけるSPS 書類確認、実地検査	
	遠隔によるSPS書類の確認							

## ② 関税・輸入VATの適用

### 英国グローバルタリフ(UKGT: UK Global Tariff)

- ▶ 2020年5月19日に英国政府が発表した新しい最恵国(MFN)関税率表  
2021年1月1日以降、EU対外共通関税に代わり英国向け輸入に適用
- ▶ 6,000のタリフラインについて、関税コード区分の簡素化、標準化した  
関税率への切り下げ、関税率2%未満のすべての関税撤廃を実施

#### UKGT/EU対外共通関税率の例

品目	HSコード*	UKGT	EU対外共通関税
乗用車用タイヤ	4011.10	4.0%	4.5%
ガソリンエンジン	8407.33	2.0%	2.7%
油圧ポンプ	8413.60	0.0%	1.7%
変速機	8483.40	0.0%	3.7%
ACモーター	8501.52	0.0%	2.7%
リチウムイオン電池	8507.60	0.0%	2.7%
液晶テレビ	8528.72	14.0%	14.0%
乗用車	8703.23	10.0%	10.0%

※航空機用を除く

### ③ 北アイルランド議定書

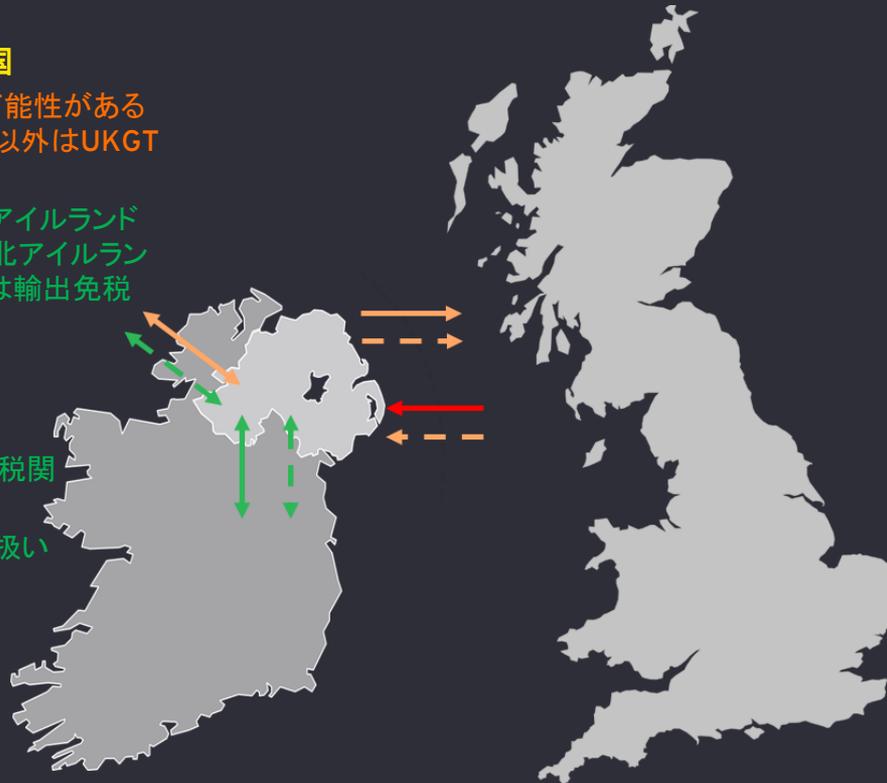
## 北アイルランド議定書に基づく貨物の移動

#### 北アイルランド⇔第三国

- ▶ EU関税が「EU向けの可能性がある貨物」に適用され、それ以外はUKGT適用のはず。
- ▶ VAT上、第三国から北アイルランドへの移動は輸入VAT、北アイルランドから第三国への移動は輸出免税

#### 北アイルランド⇔EU

- ▶ 北アイルランド・EU間に税関検査や移動管理はない
- ▶ VATの扱いもIntra-EU扱い



#### グレートブリテン島⇒北アイルランド

- ▶ EU関税が「EU向けの可能性がある貨物」に賦課される。貨物の定義は英EU合同委員会の決定待ち。グレートブリテン島から北アイルランドへの貨物は税関申告・手続が必要
- ▶ 北アイルランドからの輸出とグレートブリテン島への輸入はVAT適用延期

#### 北アイルランド⇒グレートブリテン島

- ▶ 北アイルランドからグレートブリテン島への移動には、検査・管理などが設けられない。
- ▶ 輸出申告が必要になるか？
- ▶ VAT上、北アイルランドからグレートブリテン島への移動は輸出免税

- ▶ チェックポイントを含むアイルランドとの物理的な国境を回避するため、北アイルランドは引き続き大半のEU関税・VATルールの対象。チェックは国境でなく港や空港で実施される
- ▶ 北アイルランド議定書 第4条には、「北アイルランドは英国の関税地域の一部」と記載されている
- ▶ 北アイルランドは、英国がEU離脱後に第三国と行うすべての貿易協定の対象であり、その恩恵を受ける
- ▶ 北アイルランド議定書に基づく貨物の移動については、英EU合同委員会の決定待ちなど未確定の部分が残っている

--- → VAT treatment  
——— → Customs treatment

\*上記のコメントは、現在の英国およびEUのガイダンスにのみ基づいており、一部の詳細は英EU合同委員会の合意が必要

## ④ 適用対象のFTA

### 英国の貿易協定の交渉・締結状況

#### 新たに協定を締結

##### 署名済

- 日本

##### 交渉中

- **EU**
- 米国
- オーストラリア
- ニュージーランド

#### EUが締結している既存協定を承継

##### 署名済

- アンデス共同体
- カリブ海地域
- 中米諸国
- チリ
- コートジボワール
- 南東部アフリカ
- エジプト
- フェロー諸島
- ジョージア
- アイスランド/ノルウェー
- イスラエル
- ヨルダン
- ケニア
- コソボ
- レバノン
- リヒテンシュタイン
- モロッコ
- 北マケドニア
- 太平洋諸国
- パレスチナ自治政府
- 韓国

##### 署名済 (続き)

- 南部アフリカ・モザンビーク
- スイス
- チュニジア
- ウクライナ
- カナダ
- シンガポール
- ベトナム

##### 交渉中

- アルバニア
- アルジェリア
- ボスニア・ヘルツェゴビナ
- カメルーン
- 東アフリカ共同体
- ガーナ
- メキシコ
- モルドバ
- モンテネグロ
- セルビア
- トルコ

参照: 英国政府サイト(2020年12月8日時点)

## ④ 適用対象のFTA

### 日英EPA(概要)

- ▶ 2021年1月1日 適用開始(両国議会の承認終了)
- ▶ 原則として日EU EPAを踏襲する内容だが、一部追加合意あり  
EU産品・生産工程が日英のものと同みなされる規定を導入(拡張累積)

### 日英EPA/日EU EPAの比較

	日英EPA	日EU EPA
関税撤廃期間	日EU EPAへのキャッチアップ (発効時から日EU EPAと 同じ削減税率を適用)	--
工業製品撤廃率	100%	100%
即時撤廃品目	日EU EPAと同じ品目 + 鉄道用車両、ターボジェットなど	--
原産地証明	自己証明制度	自己証明制度
原産地規則(累積)	日英EU産品+生産工程 (拡張累積+完全累積)	日EU産品+生産工程 (完全累積)
事前教示制度	原産地: BOI (Binding Origin Information) HSコード: BTI (Binding Tariff Information)	原産地: BOI (Binding Origin Information) HSコード: BTI (Binding Tariff Information)

## ④ 適用対象のFTA

### 日英EPA(品目別 原産地規則)

- ▶ 一部の工作機械、自動車部品などの品目別原産地規則が日EU EPAよりも緩和された
- ▶ 今後英国が加わる可能性があるCPTPPは、原産地規則の構成が日英EPA/日EU EPAと全く異なる

#### 日英EPA/日EU EPAで品目別 原産地規則が異なるケース

		日英	日EU	CPTPP(参考)
マシニングセンター	8457.10	CTH MaxNOM 50%(EXW) RVC 55%(FOB)	CTH(8466の材料からの変更を除く) MaxNOM 50%(EXW) RVC 55%(FOB)	CTH(8466の材料からの変更を除く) 積上げ方式 35% 控除方式 45% 重点価額方式 55% (8457/8466非原産材料)
NC旋盤	8458.11			
原動機付きシャシ	8706.00	(1~4年目) MaxNOM 55%(EXW) RVC 50%(FOB)	(1~5年目) MaxNOM 55%(EXW) RVC 50%(FOB)	積上げ方式 45% 純費用方式 45% 控除方式 55%(CTH不要)
		(5年目~) MaxNOM 50%(EXW) RVC 55%(FOB)	(6年目~) MaxNOM 45%(EXW) RVC 60%(FOB)	

# 移行期間終了に向けての企業の課題とは？

## 取引の継続性の確保

貿易の継続性に影響を与える重要な要素：

- ▶ 国境をまたいで貿易を行う準備が整っているか？  
サプライヤーや顧客と契約や販売条件の見直しは完了しているか？
- ▶ 必要な人的・技術的リソースを確保できるか？
- ▶ コストやコンプライアンス遵守違反で取引が停止することはないか？
- ▶ サプライヤーや顧客が、新しいコンプライアンス要件に対応しているか？
- ▶ サービスプロバイダーは、高品質のサービスを提供し続けられるか？
- ▶ サプライヤーや顧客の、支払能力や継続性のリスクはあるか？

### 想定される課題

- ▶ その国の事業者でない場合、英国・EUからの輸出者になれない
- ▶ 英国事業者でない場合、英国への輸入のための通関業者を確保することが困難
- ▶ サプライヤーが、EUから英国に輸出する準備ができていない
- ▶ DDPやEXWなどの合意されているインコタームズに関する役割と責任の理解不足

## コスト増加の軽減

コストへの影響と軽減策：

- ▶ 交渉したFTAをどのように活用できるか？自社製品は適合しているか？
- ▶ リソース要件の追加によるコスト増を、どのように軽減できるか？
- ▶ 企業は、コストやキャッシュフローの影響を軽減するために、特別な手順を利用できるか？

### 想定される課題

- ▶ 新しい関税コストの発生と二重課税のリスク（UK経由EU、EU経由UK）
- ▶ FTA（例：日EUなど）が適用にならないことによる英国輸出入時のコストアップ

# 取引の継続性の確保

## インコタームズ

### DAP/DDP

- ▶ 潜在的に売手が英国輸入時の通関に責任を負う

### EXW

- ▶ 買手が第3国での輸出申告に責任を負う
- ▶ 販売契約が現在の関税環境(単一市場)に基づいて結ばれている場合、ブレグジット後の環境を反映させるために見直しが必要な可能性あり

## 輸出入に必要な登録

### EORI 番号

- ▶ 英国輸出入時: 英国で登録されたGB EORI 番号
- ▶ EU輸出入時: 英国以外で登録されたEORI番号

### VAT 番号

- ▶ EORI番号との紐づけ: EORI番号の新規登録時  
通関目的で新しい法人を利用
- ▶ 関税とVATを輸入時に支払う。  
誰が支払うか? 貴社 or 通関業者?  
どのようにアカウントを設定するか?

## 税関申告(輸出入申告) 及び 必要情報

### 税関申告延期措置

- ▶ 2021年1月1日以降 税関申告が必要
- ▶ 英国輸入は2021年6月30日まで最長6カ月間税関申告の猶予が可能

### 税関申告に必要な情報

- ▶ インボイスなどの書類、ライセンス(該当時)、HSコード、原産地、関税評価など

### 保税倉庫での保管、保税輸送

- ▶ 輸入時の関税・VATの支払い方法(自社/通関業者経由)
- ▶ 自社支払いの場合の納税用口座の開設方法

## 保管・輸送

### 陸揚げ費用

- ▶ 潜在的な二重課税と管理上の負担でどのような費用が発生するか

### 港の混雑・リードタイム

- ▶ リードタイムを組み込んでいるか

### パレットの要求事項

- ▶ 1月1日以降 ISPM15(木材梱包材規制)が適用される

### 保税倉庫・輸送

- ▶ 保税保管/保税輸送を検討したか

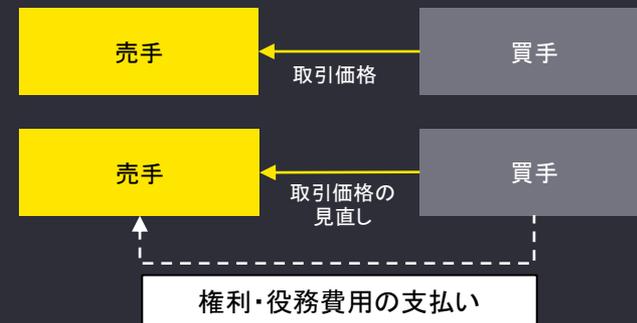
# コスト増加の軽減

## 関税評価プランニング①

- ▶ FTAを適用して無税(またはFTA税率)で輸入するには、FTAが締結され、社内のFTA利用体制が立ち上がってからになるため、EU離脱後当面の間は通常税率での輸入を行う可能性が残る。
- ▶ その場合の関税コスト上昇リスクを抑制するために、関税評価プランニングの実施が有効的

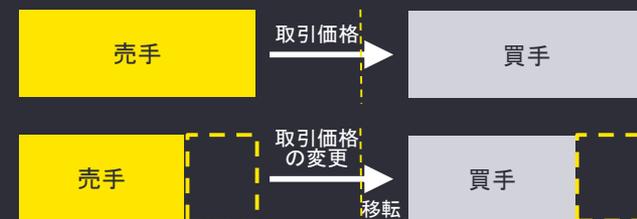
### 1. 非課税要素のインボイス価格からの分離

- ▶ ロイヤルティやサービスにつき、輸入貨物に係る権利とそうでないものに分別し、輸入貨物に係らないロイヤルティ部分を非課税とする



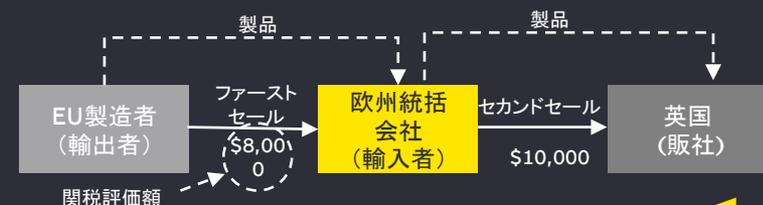
### 2. リスクと機能の移転による課税価格の圧縮

- ▶ ワランティ・広告宣伝・販促費用が取引価格に含まれている場合、かかる責任を買手に帰属させることで、その新たな責任分担に基づいて取引価格を再設定することにより、結果的に関税評価額を低減させる



### 3. 非居住者輸入

- ▶ 非居住者名義での輸入に切り替え、非居住者の購入価格で課税価格を申告することで関税を抑制



# コスト増加の軽減 関税評価プランニング②

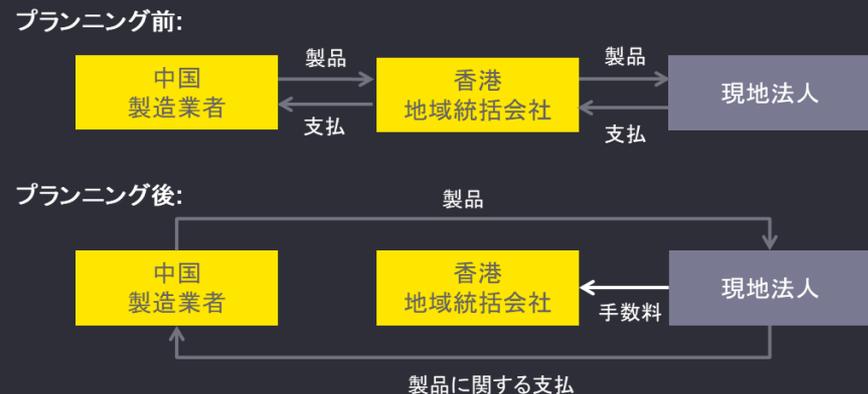
## 4. 研究開発費のセパレーション

- ▶ 通常、研究開発費は課税価格に加算する必要がある
- ▶ 但し、研究開発費が輸入貨物の取引から明確に区別される場合は、課税価格から控除することも可能
- ▶ 研究開発費のうち特定可能な「基礎研究費」については課税要素ではないため加算の必要がないと考えられる



## 5. 買付手数料プランニング

- ▶ 地域統括会社などを経由する商流を、一般的なBuy-sellモデルから買付手数料モデルに変更することで、買付手数料分を関税評価額から控除し、関税評価額を低減する



# コスト増加の軽減

## 再輸出加工/再輸入加工制度の活用による関税節減

- ▶ 英国では、運用地域を英国に限定する形で、2021年1月1日以降も現在適用中の再輸出加工/再輸入加工の制度が継続する。

### 再輸出加工 (Inward Processing)

- ▶ 加工処理を目的として英国に輸入され、再輸出される貨物には、英国輸入時に関税・輸入VATなどの支払猶予を受けることが認められている。加工された貨物は、関税・輸入VATなどを支払うことで再輸出せず英国内への輸入が可能。

### 再輸入加工 (Outward Processing)

- ▶ 加工や修繕を目的として英国から一時的に貨物を輸出するケースで、再輸入時に関税・輸入VATを減免する制度。この制度の利用時は、英国外で行われた加工(英国外で生じた付加価値)が課税対象となる。



### 活用事例(再輸入加工)

- ▶ 輸出される完成品に使用される部材を英国で輸入する際の関税負担を軽減するために再輸出加工を利用。利用には事前登録が必要
- ▶ 第三国との輸出入で利用中の企業は、Brexitの結果次第で速やかにEUとの輸出入にも拡大可能
- ▶ EUにもInward Processing制度がある。EU側でもIPの申請を行い、EU側の関税コスト削減も進める

# コスト増加の軽減 FTAの活用による関税コストの削減①

- ▶ 英国輸入時(日英EPAや英韓FTAを活用した日本や韓国経由の輸入)

	UKGT	日英EPA	英韓 FTA ※EU製品の拡張累積は 当初の3年間のみ適用
8527.21.98 自動車用ラジオ受信機	10.0%	7.5%	0.0%
8407.34.91 自動車用エンジン	4.0%	0.0%	0.0%
8457.10.10 マシニングセンター	2.0%	0.0%	0.0%

- ▶ EU輸入時(韓国、ベトナム、メキシコ、日本などEUFTA対象国経由の輸入)

	EU対外 共通関税	日EU EPA	EU韓 FTA	EU越FTA ※GSP対象国 GSPも同じ関税率	EU墨PA
8527.21.98 自動車用ラジオ受信機	10.0%	7.5%	0.0%	6.5%	0.0%
8407.34.91 自動車用エンジン	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8457.10.10 マシニングセンター	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※2020年12月10日時点のFTA関税率

# コスト増加の軽減 FTAの活用による関税コストの削減②

## 付加価値基準(RVC)利用のケース

### EU⇒第三国(日本)⇒英国

日英EPAがEU原産品も協定上原産扱いすることに着目。EUでこれまで行っていた最終工程のみを第三国に移し、日英EPAの原産品として英国に輸入する

#### 【価格構成】

原産材料	
(EU原産)コンポーネントA	10
コンポーネントB	20
コンポーネントC	5
(日本原産) 部材D	5
非原産材料	10
FOB	100

#### 8527の付加価値基準(RVC)

$\frac{\text{FOB} - \text{非原産材料の価額}}{\text{FOB}} \geq 55\%$	付加価値率	90.00%
---	-------	--------

### 英国⇒第三国(日本)⇒EU

日EUFTAが完全累積に対応していることに着目。EU原産材料を使用して英国で生産された中間部品を使用して日本で最終組み立てを行うことで、日EU原産品としてEUに輸入する

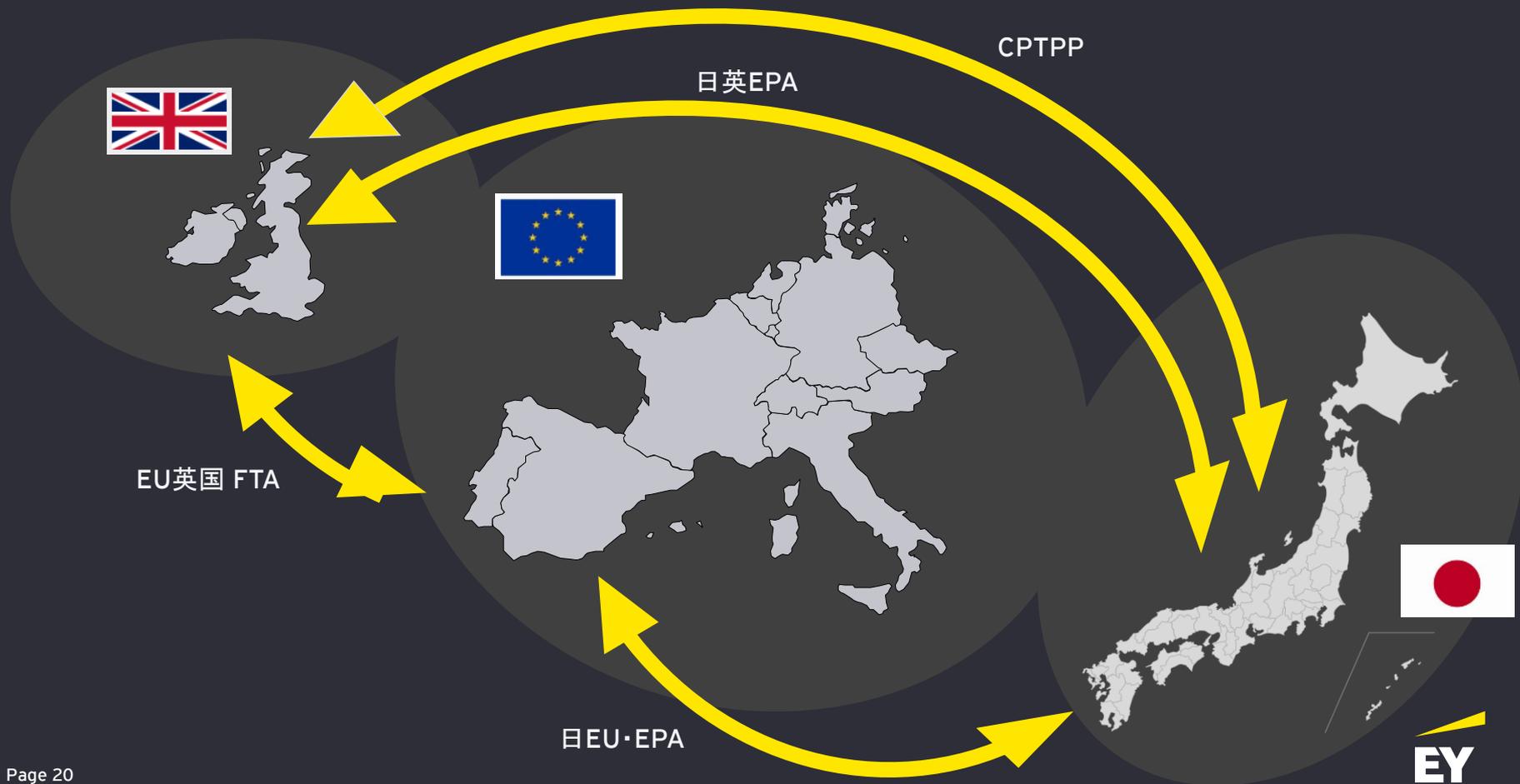
#### 【価格構成】

原産材料	
(UK原産)コンポーネントA	10 (EU材料5)
コンポーネントB	20 (EU材料10)
コンポーネントC	5 (EU材料2.5)
(日本原産) 部材D	5
非原産材料	10
FOB	100

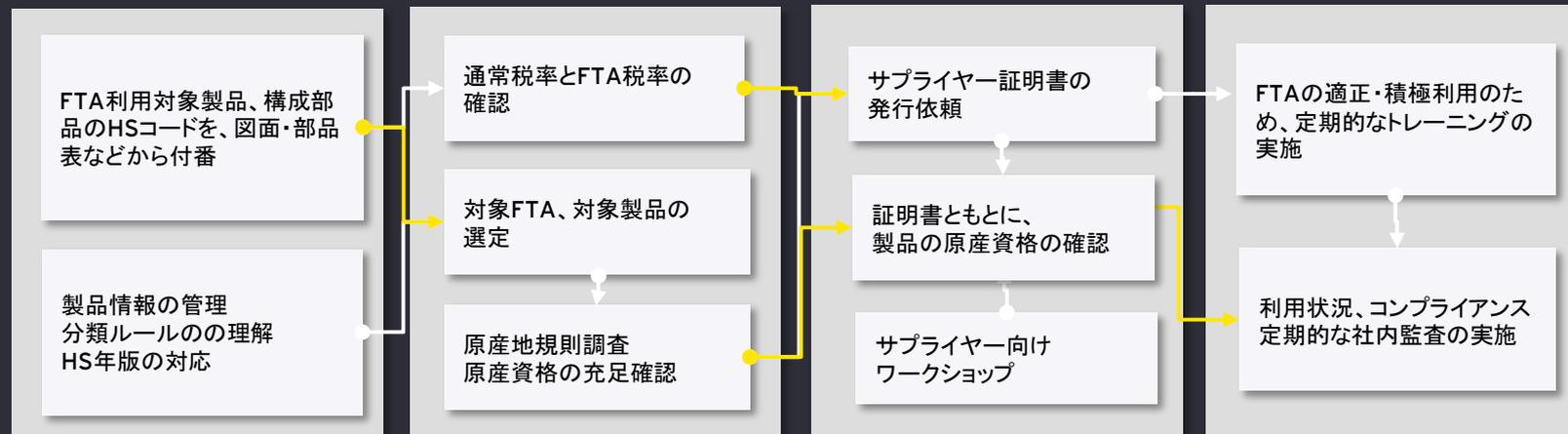
$\frac{\text{FOB} - \text{非原産材料の価額}}{\text{FOB}} \geq 55\%$	付加価値率	72.5%
---	-------	-------

# 今後の貿易管理体制 日欧間の貿易協定利用の複雑化

- ▶ 日欧間の貿易において、把握しておくべき貿易協定は日EU EPAのみだった
- ▶ これが、日EUに加え、日英、EU英国、CPTPPに一気に増加
- ▶ 複数のFTAを常に適用し、管理する環境になる一方、専門性と工数の不足から、最適なFTA活用が困難に



# 今後の貿易管理体制 FTAの活用を前提とした社内管理体制



# 今後の貿易管理体制 不適切なFTA利用のリスク

- ▶ 複数のFTAを利用する企業は、同一品目に複数の原産地規則を管理する必要がある
- ▶ 各FTAの原産地規則/証明書発給方法/特例等を品目ごとに正確に把握するとともに、輸出入業務のひとつとしてFTA計算を落とし込むことが求められている
- ▶ FTA計算は業務的に煩雑。ミスを起こすリスクが高くなっている  
そのようなミスを発生させない仕組みの導入が望ましい

## EPA/FTA毎に異なる ルールの混同

- ▶ 協定・品目毎に異なるルールの的確な理解・把握は容易でない
- ▶ 特に似通った原産地規則を有する複数のFTAが併存している場合は誤認や違反が発生しやすい
- ▶ 日英EPAは日EU EPAベースの協定だが異なる部分があり英EU FTAも日英EPAと異なる場合がありうる  
英国が加わる可能性があるCPTPPは原産地規則が異なる

## 自己申告制度の導入

- ▶ 第三者によるチェックを経ないため、適切な管理ができないと誤った原産判定のもと出荷される可能性
- ▶ 原産証明書類は輸出者・輸入者の自己管理に委ねられている

## 対象FTAの拡大による FTA適用品の増加

- ▶ FTA適用品が増加する中で管理体制を見直さなかった結果、結果として十分に原産性を確認できずに原産資格を満たさない物品を原産品としてFTA適用するリスク

# 今後の貿易管理体制

## FTAの利用ミスの発生を防ぎ、FTA利用を最大化する仕組みづくり

- ▶ テクノロジーとアウトソースなどを柔軟に組み合わせることで、コンプライアンス確保と貿易関連業務の効率化を両立させることができる。

	テクノロジーの活用	アウトソースの活用
概要	テクノロジーソリューションを導入することによって、企業内での貿易関連業務の効率化を図る	貿易関連業務の一部、特にオペレーショナルな作業を外部専門家に委託することによって企業内での貿易関連業務にかかる工数の削減を図る
想定される初期コスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• テクノロジーソリューションの導入に関するコスト(パッケージソフトウェア費用、導入費用)</li> <li>• ソリューションを導入・運用する人員の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外部委託するためのセットアップ費用(委託業務の範囲、データの授受、コミュニケーション体制の確立など)</li> </ul>
メリット	テクノロジーの導入をきっかけに、データが整理され、企業内で貿易管理業務の効率化	工数削減により、既存リソースをより戦略的な業務にシフトすることが可能

# 今後の貿易管理体制 EY FTA Trade Managed Service

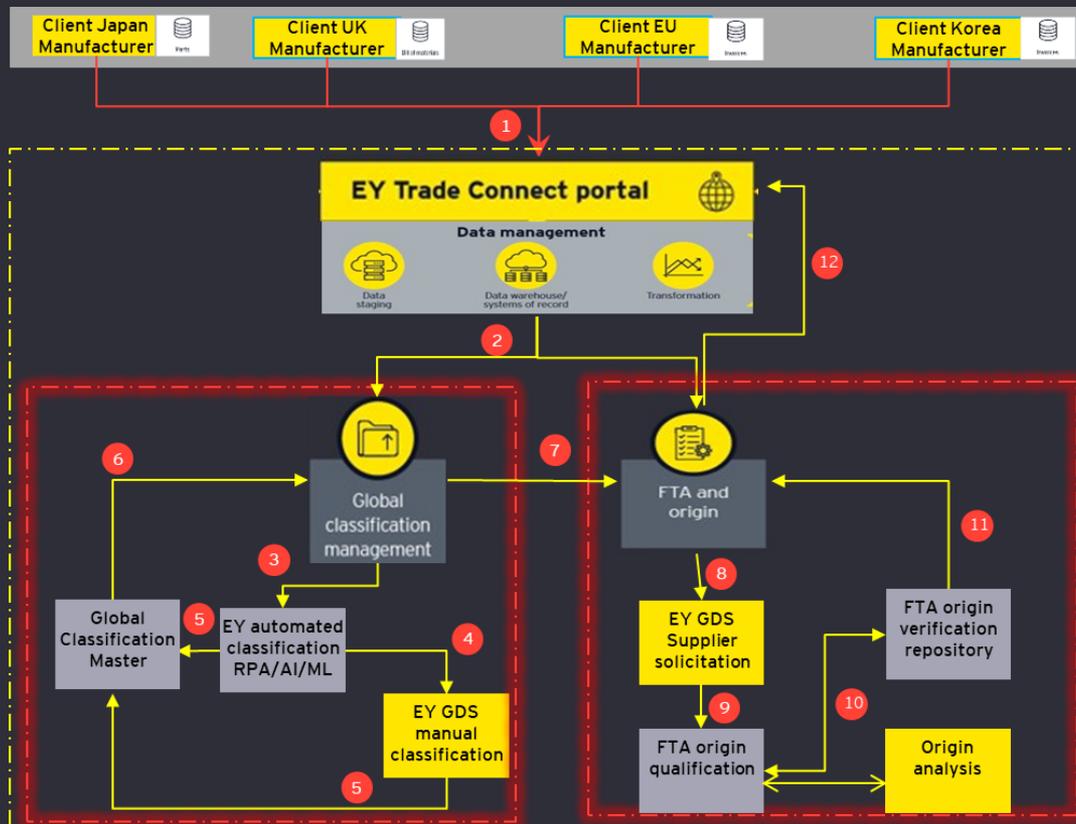
強力なソフトウェアツールEY Trade ConnectとEY Global Trade Global Delivery Services (GDS)を活用し、FTA Trade Managed Serviceとしてサービス提供致します。

## EY Trade Connect

- 150を超える貿易協定を含む貿易コンテンツ
- 原産判定計算を自動で行うFTAモジュール

## EY GDS

- アルゼンチン、インド、フィリピンに所在する国際貿易の専門家とソフトウェアエンジニアで構成され、24時間年中無休でFTAサービスを提供することが可能



EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

## EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com)をご覧ください。

## EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)をご覧ください。

©2020 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)